

きのこの生産資材導入支援実施要領

〔 林 野 庁 長 官 通 知 〕
〔 令和4年12月23日付け4林政経第827号-1 〕

第1 趣旨

きのこの生産資材導入支援（以下「本事業」という。）の実施については、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容及び事業実施主体

1 事業の内容

別記1に基づき、生産資材の国産化及びコスト低減（以下「コスト低減等」という。）に取り組むきのこ生産者に対して、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部に対する補助金の交付等を行うことを通じて、現下の生産資材高騰において来期以降も経営を継続できるようにするとともに、経営の体質強化を図る。

2 事業実施主体

次の（1）又は（2）を満たす者とする。

- （1）自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）
- （2）取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（以下「取りまとめ者」という。）

第3 事業の実施

本事業に係る補助金の交付申請及び受領に係る事務並びに事業実施主体への交付及び事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。

第4 事業実施の手続等

1 事業実施計画の作成及び変更

- （1）都道府県知事は、関係機関との十分な調整を図った上で様式第1-1号によりきのこの生産資材導入支援事業実施計画書を作成し、交付等要綱第5第1項に定める交付申請書とともに、林野庁長官（沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に提出するものとする。
- （2）事業実施計画の重要な変更（交付等要綱別表の「重要な変更」の欄に係るものに限る。）は、交付等要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって行うものとする。なお、変更にあつては、（1）に準じて行うものとする。

2 きのこ生産コスト低減等実施計画書の作成及び変更

- （1）事業実施主体は、取りまとめ者である場合は取組実施者が作成する参考様式第2号によりきのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（以下「実施計画書」

という。)が適正であることを確認した上で、取組実施者である場合は自ら実施計画書を作成した上で、参考様式第1-1号の別添に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書(以下「取組計画書」という。)を作成し、参考様式第1-1号の承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

- (2)(1)の取組計画書の提出を受けた都道府県知事は、その内容について審査を行い、事業実施主体に別記1の第3に定める補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、通知するものとする。
- (3)事業実施主体は、補助金の30%以上の増減を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとする。

3 事業実績の報告

- (1)都道府県知事は、交付等要綱第15第1項に定める実績報告書を作成するに当たり、事業実施主体に対し、参考様式第3号により取組実績報告書を提出させるものとする。
- (2)(1)の提出を受けた都道府県知事は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第5 事業実施状況の報告等

本事業の実施状況の報告については、以下のとおり行うものとする。

- 1 都道府県知事は、事業の実施状況について、様式第2-1号により事業実施状況報告書を作成し、令和6年12月末日までに林野庁長官等に提出するものとする。
- 2 林野庁長官等は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて都道府県知事に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第6 事業の評価等

- 1 都道府県知事は、第4第2項(1)の取組計画書に定められた取組の達成状況について、評価を行い、様式第2-1号により評価報告書を作成し、令和6年12月末日までに林野庁長官等に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、評価報告書の作成に当たり、事業実施主体に対し、取組実施者が作成する参考様式第5号に定めるきのこ生産コスト低減等実施報告書(チェックシート)をもとに、参考様式第4号に定める取組実施状況報告書を作成させ、提出させるものとする。
- 3 2の提出を受けた都道府県知事は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の5%程度を抽出し、コスト低減等に向けた取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 4 3の確認を円滑かつ適正に行うため、都道府県知事は、事業実施主体に対し、コスト低減等に向けた取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。
- 5 林野庁長官等は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、都道府県知事及び事業実施主体は、林野庁長官等の求めに応じ、調査に協力するものとする。

第7 取組の中間報告等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体に対し、参考様式第6号により、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。

- 2 1の提出を受けた都道府県知事は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。
- 3 確認の結果、取組計画書に定められた取組が適切に行われていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度適切に実施するよう指導することとする。

第8 証拠書類の保存

事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、林野庁長官等及び都道府県知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）
- (2) 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）及び経営費に占める燃油費の割合を証する書類

第9 補助金の返還

1 補助金の返還

都道府県知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) 取組実施者の令和5年度又は令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (4) (1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和5年度若しくは令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

2 返還の手続

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、林野庁長官等に速やかに報告するとともに、林野庁長官等の指示の下、事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- (2) (1)により補助金の返還があった場合は、都道府県知事は当該返還額を国に返還するものとする。
- (3) 都道府県知事は、1により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3)により返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県知事は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 林野庁長官等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第10 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第4第1項、第5第1項及び第6第1項に基づく提出を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月23日から施行する。

別記1（第2及び第4関係）

第1 事業の目的

生産資材の価格が高騰する中、コスト低減等に取り組むきのこ生産者の生産資材価格上昇分の一部を支援することを通じて、経営への影響を緩和するとともに、体質強化を図る。

第2 事業の内容

事業実施主体は、本要領第4第2項（1）に定める実施計画書を作成し、当該計画に基づきコスト低減等に向けて取り組むものとし、その目標年度は令和5年度とする。

第3 補助金の額の算定方法

1 補助金の算定

補助金の額は、2で定める定額の支援単価に事業実施主体の次期生産量を乗じて算出するものとする。

補助金の額＝定額の支援単価×次期生産量

なお、事業実施主体が取りまとめ者である場合の次期生産量は、取組実施者の次期生産量の合計とする。

2 定額の支援単価

きのこの生産資材の導入支援を実施するための定額の支援単価は、都道府県知事が、地域の実情や、3で定める支援対象となる生産資材の価格上昇の程度を踏まえ、合理的な範囲で、きのこの品目や栽培方法毎に、当該品目等の生産に要する単位重量当たりの標準的な生産資材費について、原則として少なくとも2者以上のきのこ生産者又は生産資材の製造業者等から調査した上で、令和4年2月1日から令和4年12月2日までの間に上昇した価格に国費充当率を乗じて定めるものとする。

なお、国費充当率は2分の1を上限とすることとし、きのこ生産に係る経営費のうち燃油費が15%以上を占める取組実施者については10分の7を上限とすることができる。

3 支援対象となる生産資材の範囲

原木、種駒（封ろう・菌栓含む）、菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材

4 次期生産量の算定の仕方

1で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、

（1）令和4年度又は令和4年の生産量

（2）取組実施者における令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

なお、（1）>（2）の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に（2）/（1）を乗じて補正する。

ただし、（2）において、令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年に比べ3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出す

ることができる。また、令和3年度又は令和3年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は(1)を次期生産量とする。

第4 補助対象経費

第3により算出した取組実施者に対する補助金に限るものとする。

第5 補助対象とならない経費

本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費及び国が補助する他の事業と重複する経費のほか、本事業の実施に要したものとして証明できない経費は補助対象としない。

第6 補助額の上限

1取組実施者当たり5,000千円とする。

様式第1-1号（第4関係）

きのこの生産資材導入支援事業実施計画書

第1 現状と課題

・資材の価格の状況 ・昨今の生産の状況 ・県の目標や指針

第2 今後の取組方針

上記の課題に今後どう取り組むか

第3 取組実施者の取組

事業実施主体数（件）	
取組実施者数（件）	
コスト低減等に向けた取組概要	

第4 支援の概要

きのこの種類	支援単価 （円/kg）	取組実施者の 次期生産量 （kg）	国庫補助額 （千円）	備考
合計				

※ 次期生産量は、本要領別記1の第3第4項に基づき、令和4年度又は令和4年の見込みの生産量を記載すること。

第5 添付資料

様式第1-2号を添付すること。

様式第 1 - 2 号 (第 4 関係)

きのこの生産資材導入支援 事業実施主体及び取組実施者名簿

No.	事業 実施 主体	取組実施 者 (氏名 又は 法人・組 織名)	きの この 種類	支援単 価 (円 /kg)	次期 生産量 (kg)	年間 平均生 産量 (kg)	支援 予定額 (円)	備考
				国庫充 当率				
集 計								

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 3 次期生産量及び年間平均生産量は、本要領別記 1 の第 3 第 4 項に基づき記載すること。

様式第2-1号（第5及び第6関係）

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

〔 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和〇年度きのこの生産資材導入支援事業実施状況報告書及び評価報告書

きのこの生産資材導入支援実施要領第5第1項及び第6第1項の規定に基づき、別添のとおり提出する。

きのこの生産資材導入支援実施状況報告書及び評価報告書

第1 取組者数の概要

事業実施主体数（件）	取組実施者数（件）

第2 生産量

きのこの種類	取組実施者の生産量（kg）	
	令和4年度（年）	令和5年度（年）
計		

第3 取組の概要

様式第2-2号の取組の概要から主たる取組を総括して記載する。

第4 都道府県知事による評価結果

評価項目	適否	理由
きのこ生産コスト低減等実施計画書の妥当性		
適正な事業の執行		

(注)

- 1 事業実施状況報告書としてのみ提出する場合には、空欄とすること。
- 2 「適否」欄は、評価項目の内容について、適当と判断した場合には「適」、適当ではないと判断した場合には「否」を記載すること。
- 3 「理由」欄は、「適否」欄に記載した判断に至った理由について記載すること。なお、「適否」欄において、「否」を記載した場合には、改善策についても記載すること。

第5 添付資料

様式第2-2号

【以下、記載不要】

林野庁長官等による評価結果

評価項目	適否	理由
きのこ生産コスト低減等 実施報告の妥当性		
適正な事業の執行		

(注)

- 1 「適否」欄は、都道府県の評価結果の内容について、適切と判断した場合には「適」、適切ではないと判断した場合には「否」を記載すること。
- 2 「理由」欄は、「適否」欄に記載した判断に至った理由について記載すること。なお、「適否」欄において、「否」を記載した場合には、以下に都道府県への指導内容を記載すること。

林野庁長官等による都道府県知事への指導内容

評価項目	指導内容
きのこ生産コスト低減等 実施報告の妥当性	
適正な事業の執行	

様式第 2 - 2 号 (第 5 及び第 6 関係)

きのこの生産資材導入支援 事業実施主体及び取組実施者名簿

No.	事業実施主体	取組実施者 (氏名 又は 法人・ 組織 名)	きのこの 種類	生産量 (kg)		計画時 の取組 メニュー の実施 の有無	取組の概要	備考
				令和 4 年度 (年)	令和 5 年度 (年)			
集計								

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

参考様式第1-1号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認申請書

令和○年度において、きのこの生産資材導入支援の実施に当たり、きのこの生産資材導入支援取組計画書を作成（変更）したので、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）第4第2項（1）（第4第2項（3））の規定に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第1-2号（取組実施者名簿）、参考様式第2号（きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート））、取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）及び経営費に占める燃油費の割合を証明する書類を添付すること。

別添

きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）

第1 事業実施主体の概要

取組実施者名又は 取りまとめ者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者又は取りまと め者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・ 氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 取組実施者の概要

きのこの種類	きのこの販売 収入が事業収 入の過半を占 める	経営費に占め る燃油費の割 合 15%以上	次期 生産量 (kg)	年間 平均 生産量 (kg)	備考
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
計					

(注)

- 1 「きのこの生産資材導入支援取組計画書」として使用する場合は、取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類、次期生産量及び年間平均生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）並びに経営費に占める燃油費の割合を証明する書類を提出すること。
- 2 次期生産量及び年間平均生産量（kg）は本要領別記1の第3第4項に基づき記載すること。
- 3 「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」として使用する場合、「次期生産量」を「令和4年度又は令和4年の生産量」とするものとし、算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。
- 4 適宜、行を追加すること。
- 5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

※事業実施主体が取りまとめ者の場合は以下の記載による。
参考様式第1－2号のとおり。

取組実施者数

第3 次期生産量

〇, 〇〇〇kg

第4 誓約・同意事項

事業実施主体（取組実施者を含む。）は、補助金申請に当たって次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 本事業に係る報告や立入調査について、都道府県知事又は林野庁長官等から求められた場合に応じます。</p> <p>2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、都道府県又は林野庁長官等から求められた場合は提出します。</p> <p>3 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>ア 取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>イ 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことその他きのこの生産資材導入支援実施要領第9第1項に定める補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>		

参考様式第 1 - 2 号

きのこの生産資材導入支援 取組実施者名簿

No.	取組実施者 (氏名又は法人・組織名)	きのこの種類	きのこの販売 収入が 事業収入の過 半を占める	経営費 に占める 燃油 費の割合 15% 以上	次期 生産量 (kg)	年間平均 生産量 (kg)	備考
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
集計							

(注) 記載上の注意事項は参考様式第 1 - 1 号の第 2 を参照すること。

きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）

チェック時期		令和 年 月			
氏名					
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年

- 1 実施する(している)取組メニューに「○」を付けてください。
- 2 生産資材の国産化に向けた取組、コスト低減に向けた取組のいずれも、令和4-5年度に取り組むことが必須です。
- 3 「生産資材の国産化に向けた取組」は具体的な取組内容を記載してください。「コスト低減に向けた取組」は、「令和4年度または令和5年度」の取組に、チェックポイントの取組メニューが15個以上必要です。
そのうち2つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

1. 生産資材の国産化に向けた取組

国産化	生産資材の国産化（必須）	令和3年度までの取組	令和4-5年度
	生産に使用する生産資材の国産化を図っていますか ・取組の具体的な内容（既存の取組、試行的な取組も含む）		

2. コスト低減に向けた取組

チェックポイント		令和3年度までの取組	令和4-5年度
燃油暖房機	1 燃焼用新鮮空気の入力口を設けましたか		
	2 缶体を清掃しましたか		
	3 バーナーノズル周辺、ディフューザー、ストレーナー、火災検出器等を清掃しましたか		
	4 バーナーノズルを点検して定期的に交換していますか		
	5 ノズルヒーターに不具合はありませんか		
	6 エアシャッターで適正な空気量となるよう調整していますか		
	7 長期間保存した燃料を使用していませんか		
	8 湯湯暖房の場合、缶水の入れ替え、腐食抑制剤の投入を行いましたか		
	9 温風ダクトの漏れや破れはありませんか		
	10 オイルタンクの水抜きや配管の漏れを確認しましたか		
木質暖房バイオマス	1 貯蔵タンク（サイロ）と暖房機の距離は適切ですか（15m以内）		
	2 暖房機本体の設置場所は適切ですか（培養棟・発生棟端側の中央部）		
	3 燃油暖房機とのハイブリッド運転時の温度設定は適切ですか（燃油暖房機より1～2℃高く設定）		
	4 ダウンシュート対策をとっていますか		
	5 燃料の供給経路（サイロ⇒暖房機本体）に異常はないですか		
	6 燃料を適切な乾燥状態で使用していますか		
	7 (廃材暖房機の場合)廃材の乾燥は十分ですか		
	8 煙突掃除、燃焼灰の清掃等のメンテナンスをこまめに行っていますか		
空調設備	1 室外機や室内機周辺の障害物を除きましたか		
	2 室外機は北風等の影響がない場所に設置しましたか		
	3 (ヒートポンプの場合)デフロスト水の排水、積雪への対策をとりましたか		
	4 室外機と室内機をなるべく近くに設置しましたか		
	5 電線の太さ・長さ（引込柱～室外機の長さ）は適切にしましたか		
	6 (ヒートポンプの場合)ハイブリッド運転時の温度設定は適切ですか（燃油暖房機より2～3℃高く設定）		
	7 空調機接続周辺部に被覆の破れや隙間はありませんか		
	8 エアフィルターや熱交換器（室内・室外）の清掃を定期的に行っていますか		

チェックポイント		令和3年度までの取組	令和4-5年度
センサー	1 センサーの先端に水滴が付いていたり、壁や内容物に接触したりしていませんか		
	2 センサーを栽培棚中央付近など適切な高さに設置していますか		
	3 センサーを暖房機や送風ダクトの吹き出し口付近に設置していませんか		
	4 センサーの正常な作動を確認していますか		
温度管理	1 送風ダクトの設置方法（本数、太さなど）は適切ですか		
	2 循環扇の設置方法（配置間隔、作物影響など）は適切ですか		
	3 温度設定にあたり栽培品目・菌種の適温を確認しましたか		
	4 培養棟・発生棟内の温度ムラの有無や温度差を適切な方法で確認しましたか		
	5 送風ダクトや循環扇を有効に活用して温度ムラを改善しましたか		
	6 送気ダクトの内部清掃は適切に行っていますか		
	7 施設内の菌床、ほだ木の収容数は適切ですか		
	8 夏季に培養棟・発生棟におけるミスト噴霧、屋根散水などの対策を講じていますか		
	9 床暖房等に使用する温水ボイラ等の設定温度は適切ですか		
	10 換気に熱交換器を利用していますか		
	11 天候の変化や日長に合わせて適切に被覆資材の上げ下ろしをしていますか		
外張被覆	1 被覆資材が汚れていないか確認しましたか		
	2 培養棟・発生棟の外張被覆の破れや隙間を点検しましたか		
	3 天窓や出入口部の破損や隙間を点検しましたか		
	4 被覆資材留具の緩みを点検しましたか		
	5 シェード（日除け）の遮光率は適切ですか		
	6 高温対策として、シェード（日除け）の2重張りを行っていますか		
	7 換気扇シャッターや使用しない出入口の目張り、側面巻き上げフィルムの固定をしましたか		

きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
内張カーテン	1	培養棟・発生棟に内張（カーテン、固定張り）を設置していますか	
	2	保温、断熱性能の高い内張り用シートを利用していますか	
	3	内張カーテンを多層化していますか（可能であれば培養棟・発生棟全面）	
	4	内張カーテンに破れや隙間がないか点検しましたか	
	5	内張カーテン裾部の隙間（膨らみ）を点検しましたか	
	6	培養棟・発生棟の出入口付近や妻面は隙間のないように保温対策を行いましたか	
	7	多層カーテンでは被覆資材同士の間隔（資材同士が張り付かない）は適切ですか	
	8	多層カーテンでは肩部などの隙間対策を行いましたか	
	9	自動開閉の場合、開閉させて隙間や開閉動作に問題がないことを確認しましたか	
菌床栽培	1	菌床殺菌時に対象に応じた殺菌時間を設定していますか	
	2	殺菌釜内の収容数は適切ですか	
	3	殺菌後の冷却時間は適切に管理していますか	
	4	菌種の選択にあたり、培養環境、市場性などを考慮していますか	
	5	菌床材料の保管状況は適切ですか	
	6	菌床の含水率は適切ですか	
	7	栽培舎への菌床収容数や間隔は適切ですか	
	8	栽培施設（培養室、発生棟）の環境条件（温度・CO2等）を計測していますか	
	9	散水・加湿は、適切な量、タイミングで行っていますか	
	10	照明にLEDを使用していますか	
	11	こまめに消灯するなど点灯時間は適切ですか	
	12	製造ロット単位等の菌床ロス率のチェック・改善を行っていますか	
	13	作業域内の動線配置が交錯しないようにしていますか	
	14	作業域内において作業者の歩行（移動）距離が短くなるよう工夫していますか	
	15	作業時間の計測を行っていますか	
	16	作業標準を作成していますか	
	17	作業に用いる道具類の保管場所は決まっていますか	
	18	施設内の整理、整頓、清掃等を定期的に行っていますか	
	19	器具機械等のメンテナンスを定期的に行っていますか。	
廃棄物	1	廃菌床の他用途への活用を行っていますか(エネルギー、堆肥、飼料等)	
	2	廃ほだ木の他用途への活用を行っていますか(エネルギー、堆肥、昆虫飼育材など)	
	3	菌床袋、培養ビン等プラスチック資材の廃棄量の削減やリサイクルに取り組んでいますか	

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
原木栽培	1	原木の伐期は適切ですか（購入の場合、依頼・確認等していますか）	
	2	原木の葉枯らし・乾燥期間は適切ですか（購入の場合、依頼・確認等していますか）	
	3	ハラアコブカミキリ等虫害木の移動を避けるなどの虫害対策を行っていますか	
	4	労働力配置や栽培環境、市場性を考慮して菌種を選択していますか	
	5	植菌器具機械等の掃除、メンテナンスを定期的に行っていますか	
	6	植菌数、植菌間隔は適切ですか	
	7	伏せこみにあたって、栽培環境に適した組み方を選択していますか	
	8	植菌後のほだ化の様子をこまめに確認していますか	
	9	ほだ場の環境条件を計測し、改善していますか(温度、湿度、照度、方角等)	
	10	気温、湿度条件に応じた適切な散水を行っていますか	
	11	天気予報を確認し作業計画に反映させていますか	
	12	ほだ場の選択にあたり自然災害の予防を考慮していますか	
	13	ほだ木の天地返しを行っていますか。	
	14	ほだ木の遮熱対策を十分講じていますか。	
	15	発生操作の方法、タイミングは適切ですか	
	16	収穫は適切なタイミングで行っていますか。	
	17	作業路の排水対策を講じていますか	
	18	林内作業車等車両系機械のエンジンをこまめに切っていますか	
	19	鳥獣被害の予防対策を行っていますか	
乾燥工	1	乾燥効率の向上に取り組んでいますか(庫内配置の適正化など)	
	2	乾燥時間を短縮させる取組を行っていますか(スライサーの導入等)	
	3	きのこの種類に応じた乾燥機の温度管理を適切に行っていますか	
	4	再度吸湿しないよう乾燥後の取り込みタイミングは適切ですか	
出荷	1	包装資材の節約・減量化に取り組んでいますか	
	2	通いコンテナ等輸送資材の再利用に取り組んでいますか	
	3	包装資材の脱プラスチック化に取り組んでいますか	
その他	1	ソーラーパネル等、再生エネ導入に取り組んでいますか	
	2	販売価格の適正化、生産コストの適切な価格転嫁に取り組んでいますか	
その他独自の コスト低減の取組			

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

令和〇年度きのこの生産資材導入支援取組実績報告書

きのこの生産資材導入支援実施要領第4第3項(1)の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 きのこの生産資材導入支援取組計画書に変更があったときは、当該取組計画書の写しに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)したものを添付すること。また、標題を「きのこの生産資材導入支援取組計画書」から「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」に変更すること。
- 2 以下の書類を添付すること。
- (1) きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(参考様式第1-1号の別添を実績報告書としたもの及び参考様式第1-2号をいう。)
- (2) きのこの生産資材導入支援取組計画書又はきのこの生産資材導入支援取組計画書変更承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

参考様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書

きのこの生産資材導入支援実施要領第6第2項の規定に基づき別添のとおり報告する。

(添付資料)

・参考様式第5号

きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書

第1 取組実施者の概要

取組実施者数（件）

※事業実施主体が取りまとめ者の場合のみ記載。

第2 取組実績

No.	取組実施者 (氏名又は 法人・組織 名)	きの この 種類	生産量 (kg)		計画 時の 取組 メニ ュー の実 施の 有無	取組の概要
			令和4 年度 (年)	令和5 年度 (年)		
集計						

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 3 「計画時の取組メニューの実施の有無」欄については、参考様式第2号において取組メニューのうち15個以上取り組んでいる場合は「有」、15個未満の場合は「無」と記載すること。
- 4 令和4年度又は令和4年及び令和5年度又は令和5年の生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。

きのこ生産コスト低減等実施報告書（チェックシート）

チェック時期		令和 年 月			
氏名					
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年
対象品目	栽培方法	栽培規模			ト/年

- 1 実施した取組メニューに「○」を付けてください。
- 2 生産資材の国産化に向けた取組、コスト低減に向けた取組のいずれも、令和4-5年度に取り組むことが必須です。
- 3 「生産資材の国産化に向けた取組」は具体的な取組内容を記載してください。「コスト低減に向けた取組」は、「令和4年度または令和5年度の取組」に、チェックポイントの取組メニューが15個以上必要です。
そのうち2つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

1. 生産資材の国産化に向けた取組

国産化	生産資材の国産化（必須）		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
	生産に使用する生産資材の国産化を図っていますか ・取組の具体的な内容（既存の取組、試行的な取組も含む）			

2. コスト低減に向けた取組

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
燃油暖房機	1 燃油用新鮮空気の取り入れ口を設けましたか		
	2 缶体を清掃しましたか		
	3 バーナーノズル周辺、ディフューザー、ストレーナー、火災検出器等を清掃しましたか		
	4 バーナーノズルを点検して定期的に交換していますか		
	5 ノズルヒーターに不具合はありませんか		
	6 エアシャッターで適正な空気量となるよう調整していますか		
	7 長期間保存した燃料を使用していませんか		
	8 湯湯暖房の場合、缶水の入れ替え、腐食抑制剤の投入を行いましたか		
	9 温風ダクトの漏れや破れはありませんか		
	10 オイルタンクの水抜きや配管の漏れを確認しましたか		
木質暖房バイオマス	1 貯蔵タンク（サイロ）と暖房機の距離は適切ですか（15m以内）		
	2 暖房機本体の設置場所は適切ですか（培養棟・発生棟端側の中央部）		
	3 燃油暖房機とのハイブリッド運転時の温度設定は適切ですか（燃油暖房機より1～2℃高く設定）		
	4 ダウンシュート対策をとっていますか		
	5 燃料の供給経路（サイロ⇒暖房機本体）に異常はないですか		
	6 燃料を適切な乾燥状態で使用していますか		
	7 (廃ぼた暖房機の場合)廃ぼた木の乾燥は十分ですか		
	8 煙突掃除、燃焼灰の清掃等のメンテナンスをごまめに行っていますか		
空調設備	1 室外機や室内機周辺の障害物を除きましたか		
	2 室外機は北風等の影響がない場所に設置しましたか		
	3 (ヒートポンプの場合)デフロスト水の排水、積雪への対策をとりましたか		
	4 室外機と室内機をなるべく近くに設置しましたか		
	5 電線の太さ・長さ（引込柱～室外機の長さ）は適切にしましたか		
	6 (ヒートポンプの場合)ハイブリッド運転時の温度設定は適切ですか（燃油暖房機より2～3℃高く設定）		
	7 空調機接続周辺部に被覆の破れや隙間はありませんか		
	8 エアフィルターや熱交換器（室内・室外）の清掃を定期的に行っていますか		

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
センサー	1 センサーの先端に水滴が付いていたり、壁や内容物に接触したりしていませんか		
	2 センサーを栽培棚中央付近など適切な高さに設置していますか		
	3 センサーを暖房機や送風ダクトの吹き出し口付近に設置していませんか		
	4 センサーの正常な作動を確認していますか		
温度管理	1 送風ダクトの設置方法（本数、太さなど）は適切ですか		
	2 循環扇の設置方法（配置間隔、作物影響など）は適切ですか		
	3 温度設定にあたり栽培品目・菌種の適温を確認しましたか		
	4 培養棟・発生棟内の温度ムラの有無や温度差を適切な方法で確認しましたか		
	5 送風ダクトや循環扇を有効に活用して温度ムラを改善しましたか		
	6 送気ダクトの内部清掃は適切に行っていますか		
	7 施設内の菌床、ほだ木の収容数は適切ですか		
	8 夏季に培養棟・発生棟におけるミスト噴霧、屋根散水などの対策を講じていますか		
	9 床暖房等に使用する温水ボイラ等の設定温度は適切ですか		
	10 換気に熱交換器を利用していますか		
	11 天候の変化や日長に合わせて適切に被覆資材の上げ下ろしをしていますか		
外張被覆	1 被覆資材が汚れていないか確認しましたか		
	2 培養棟・発生棟の外張被覆の破れや隙間を点検しましたか		
	3 天窓や出入口部の破損や隙間を点検しましたか		
	4 被覆資材留具の緩みを点検しましたか		
	5 シェード（日除け）の遮光率は適切ですか		
	6 高温対策として、シェード（日除け）の2重張りを行っていますか		
	7 換気扇シャッターや使用しない出入口の目張り、側面巻き上げフィルムの固定をしましたか		

きのこ生産コスト低減等実施報告書（チェックシート）

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
内張 カー テン	1 培養棟・発生棟に内張（カーテン、固定張り）を設置していますか		
	2 保温、断熱性能の高い内張り用シートを利用していますか		
	3 内張カーテンを多層化していますか（可能であれば培養棟・発生棟全面）		
	4 内張カーテンに破れや隙間がないか点検しましたか		
	5 内張カーテン裾部の隙間（膨らみ）を点検しましたか		
	6 培養棟・発生棟の出入口付近や妻面は隙間のないように保温対策を行いましたか		
	7 多層カーテンでは被覆資材同士の間隔（資材同士が張り付かない）は適切ですか		
	8 多層カーテンでは肩部などの隙間対策を行いましたか		
	9 自動開閉の場合、開閉させて隙間や開閉動作に問題がないことを確認しましたか		
菌床 栽培	1 菌床殺菌時に対象に応じた殺菌時間を設定していますか		
	2 殺菌釜内の収容数は適切ですか		
	3 殺菌後の冷却時間は適切に管理していますか		
	4 菌種の選択にあたり、培養環境、市場性などを考慮していますか		
	5 菌床材料の保管状況は適切ですか		
	6 菌床の含水率は適切ですか		
	7 栽培舎への菌床収容数や間隔は適切ですか		
	8 栽培施設（培養室、発生棟）の環境条件（温度・CO2等）を計測していますか		
	9 散水・加湿は、適切な量、タイミングで行っていますか		
	10 照明にLEDを使用していますか		
	11 こまめに消灯するなど点灯時間は適切ですか		
	12 製造ロット単位等の菌床ロス率のチェック・改善を行っていますか		
	13 作業域内の動線配置が交錯しないようにしていますか		
	14 作業域内において作業者の歩行（移動）距離が短くなるよう工夫していますか		
	15 作業時間の計測を行っていますか		
	16 作業標準を作成していますか		
	17 作業に用いる道具類の保管場所は決まっていますか		
	18 施設内の整理、整頓、清掃等を定期的に行っていますか		
	19 器具機械等のメンテナンスを定期的に行っていますか。		
廃棄 物	1 廃菌床の他用途への活用を行っていますか(エネルギー、堆肥、飼料等)		
	2 廃ほだ木の他用途への活用を行っていますか(エネルギー、堆肥、昆虫飼育材など)		
	3 菌床袋、培養ビン等プラスチック資材の廃棄量の削減やリサイクルに取り組んでいますか		

チェックポイント		令和3年度 までの取組	令和4-5年 度
原木 栽培	1 原木の伐期は適切ですか（購入の場合、依頼・確認等していますか）		
	2 原木の葉枯らし・乾燥期間は適切ですか（購入の場合、依頼・確認等していますか）		
	3 ハラアコブカミキリ等虫害木の移動を避けるなどの虫害対策を行っていますか		
	4 労働力配置や栽培環境、市場性を考慮して菌種を選択していますか		
	5 植菌器具機械等の掃除、メンテナンスを定期的に行っていますか		
	6 植菌数、植菌間隔は適切ですか		
	7 伏せこみにあたって、栽培環境に適した組み方を選択していますか		
	8 植菌後のほだ化の様子をこまめに確認していますか		
	9 ほだ場の環境条件を計測し、改善していますか(温度、湿度、照度、方角等)		
	10 気温、湿度条件に応じた適切な散水を行っていますか		
	11 天気予報を確認し作業計画に反映させていますか		
	12 ほだ場の選択にあたり自然災害の予防を考慮していますか		
	13 ほだ木の天地返しを行っていますか。		
	14 ほだ木の遮熱対策を十分講じていますか。		
	15 発生操作の方法、タイミングは適切ですか		
	16 収穫は適切なタイミングで行っていますか。		
	17 作業路の排水対策を講じていますか		
	18 林内作業車等車両系機械のエンジンをこまめに切っていますか		
	19 鳥獣被害の予防対策を行っていますか		
乾燥 工	1 乾燥効率の向上に取り組んでいますか(庫内配置の適正化など)		
	2 乾燥時間を短縮させる取組を行っていますか(スライサーの導入等)		
	3 きのこの種類に応じた乾燥機の温度管理を適切に行っていますか		
	4 再度吸湿しないよう乾燥後の取り込みタイミングは適切ですか		
出荷	1 包装資材の節約・減量化に取り組んでいますか		
	2 通いコンテナ等輸送資材の再利用に取り組んでいますか		
	3 包装資材の脱プラスチック化に取り組んでいますか		
その他	1 ソーラーパネル等、再生エネルギー導入に取り組んでいますか		
	2 販売価格の適正化、生産コストの適切な価格転嫁に取り組んでいますか		
その他独自の コスト低 減の取組			

参考様式第6号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和5年度取組中間報告書

きのこの生産資材導入支援実施要領第7第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 取りまとめ者の場合は、取組実施者から別添を提出させ、添付すること。

取組中間報告

第1 取組実施者の氏名

第2 取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

- (注)
- 1 取組メニューには、参考様式第2号で選択した取組メニューを記載し、その取組の概要を「取組の実施状況」欄に記載すること。
 - 2 適宜、行を追加すること。